



“だれもが暮らしやすいまち”をめざして

障害のある方の生活を応援！

市では、ノーマライゼーションの理念のもと、障害があっても地域の中で「いきいきと」「健やかに」「安心して」暮らし続けられるように、生活支援サービス・手当の支給などを行っています。

また、今年新たに知的障害者(児)一時保護事業を開始し、さらなるサービスの充実に努め、障害のある方の生活を応援します。

今回は、さまざまな障害者福祉サービスと4月から始まった支援費制度についてお知らせします。

対象となる方

原則として、身体障害者手帳・療育手帳(知的障害者)・精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)のいずれかの手帳を交付されている方としますが、障害の種類・程度(等級)・生活状況などの理由により、一部利用できない場合があります。

また、介護保険の被保険者は、介護保険制度と障害者福祉サービスで同じサービスが利用できる場合、介護保険からのサービスが優先されます。

手帳の交付

各種サービスを受けやすくするための身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳は、県で認定および交付決定されますが、手帳交付の申請窓口は市役所になります。

生活支援サービス

◆日常生活用具の給付など

在宅の重度障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・居宅生活動作補助用具ほかの重度障害者用日常生活用具の給付などを行っています。所得等に応じて一部自己負担があります。

◆補装具の給付

身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために必要な用具である、各種補装具の交付および修理を行っています。所得等に応じて一部自己負担があります。

◆優良クリーニングサービス

家庭で布団などを干すことが困難な重度身体障害者で、寝具のクリーニングを希望する方に年4回(丸洗い乾燥殺菌2回・乾燥殺菌2回)行っています。

◆緊急時通報システム

居宅に緊急通報電話機およびペンダント型無線発信機を設置し、利用者が急病・事故などの理由により緊急に援助を必要とする場合に、装置を利用して市の消防本部に通報できます。

◆紙おむつの給付

常時、紙おむつを必要とする在宅の重度身体障害者および知的障害者(3歳未満の方は除く)に紙おむつを給付します。

◆訪問入浴サービス

家庭で入浴することが困難な重度身体障害者に対し、居宅または医療機関などで入浴サービスを行います。

◆配食サービス

日常的に食事の確保が困難な状態にある身体障害者などに、栄養管理がされた食事(1食あたり350円自己負担)を配達します。

◆重度心身障害者医療費の助成

市内に居住する重度身体障害者(児)および知的障害者(児)の保険適用内医療費の自己負担分について助成します。

◆精神障害者の医療費の公費負担

精神障害者であって通院医療を受けている方、自分や他人を傷つけるおそれのある精神障害者で措置入院中の方の医療費を助成します。

◆福祉タクシー利用料金の助成

重度の身体障害者・知的障害者の外出支援として、障害のある方がタクシーを利用した場合に、おむね初乗り運賃額分を補助します。

◆自動車燃料費の助成

重度の身体障害者・知的障害者が日常生活で利用する自動車燃料費の一部を補助します。

◆消防緊急通報事業

聴覚障害者を対象としたサービスで、市消防署内の緊急時対応専用ファクシミリ機で、火事や救急などの通報を受け、緊急時の対応をします。

◆消防緊急通報用紙は、児童障害課窓口で配布しています。

手当等の支給

◆在宅重度心身障害者手当

市内に居住する在宅の重度身体障害者(児)および知的障害者(児)に

5月から知的障害者(児)の一時保護事業開始！

介護者の疾病、その他の理由により、居宅で介護を受けることが困難となった知的障害者(児)を、デイケア施設「虹の家」を利用し、日中一時的に保護します。なお、この事業は、「八潮市手をつなぐ親の会」に委託して行います。

平成16年3月31日までの毎週

- ① 1単位2000円(午前9時から午後1時までと午後1時から5時までの1日2単位・食事代などは実費負担)
- ② 市役所で利用登録を行い、利用者登録証の交付を受けてください。また、八潮市手をつなぐ親の会(☎090118504118487)に直接連絡して、利用希望日を予約してください。

◆障害基礎年金

国民年金法で定める障害の程度が、1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する場合に支給されます。なお、障害の原因となった傷病の発生時期等によって、支給要件などが異なります。

◆特別児童扶養手当

20歳未満の障害児がいる場合で、障害の程度に応じて支給されます。ただし、施設に入所している方は該当しません。手帳B以上の方は診断書(児童相談所の判定書)が必要です。

◆児童扶養手当

父親がいないか、父親が障害者(年金を受給していない)で18歳未満の子がいる場合に支給されます。※所得や要件によって支給額が異なります。

◆心身障害者扶養共済制度

扶養共済加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害者に年金(1口月額2万円)が支給されます。また、障害者が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。掛金は、保護者の年齢に応じて金額で1人2口まで加入できます。

◆特別障害者手当

20歳以上であって、精神や身体の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護を要する状態にある方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や継続して3か月を超えて病院等に入院している方を除きます。

◆障害児福祉手当

20歳未満であって、療育手帳④の方、常時介護を要する精神障害者、日常生活活動に極度に制限のある方、その他これらと同程度の方に支給されます。

◆知的障害児施設

知的障害の児童を保護し、将来自活に必要な知識や技能を提供します。

◆知的障害児通園施設

通所により、知的障害児童に指導、訓練を行うなど、発達に必要な援助を行います。

◆重症心身障害児施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由がある障害児に、治療や日

公共料金などの割引や減免

割引 丁R(鉄道・バス)運賃、その他のバス運賃、国内航空運賃、有料道路通行料など

減免 NHK受信料、自動車税、自動車取得税など

控除 所得税や市県民税の控除など

※障害の種類・程度、その他の条件により利用できない場合があります。

支援費制度対象外の施設サービス

知的障害児施設

知的障害の児童を保護し、将来自活に必要な知識や技能を提供します。

知的障害児通園施設

通所により、知的障害児童に指導、訓練を行うなど、発達に必要な援助を行います。

重症心身障害児施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由がある障害児に、治療や日